



## 迁移、迁出、出国时的必要手续

### ●在姫路市内改变住址时

从迁居日算起14天以内，请本人或同居的家属提出申报。未满16岁者请由同居的家属代为申报。

必要的文件：在留卡或者特别永住者证明书、个人编号(My number)卡(只限持有人)、国民健康保险证(只限加入保险人)等

### ●迁出姫路市时

从迁出日算起14天以内，请本人或同居的家属提出申报。未满16岁者请由同居的家属代为申报。

当登录事项发生变更时

P.21

### ●暂时离开日本时

#### ◇想获得再入国许可时

持有有效护照及在留卡，或持有特别永住者证明书的外国人，如在出国时表明在出国后1年以内(特别永驻者为2年以内)再次进入日本的意愿，原则上不需要申请再入国许可(“认定再入国制度”)。

利用“认定再入国制度”出国时，其有效期不可在海外延长。如果在离开日本后1年以内(特别永住者为2年以内)没有再入国，将丧失在留资格，敬请注意。

大阪出入国在留管理局神戸分局姫路港办事处

电话：079-235-4688

如果暂时离开日本的期间较长时，请办理电、煤气、电话、自来水等的暂停手续。

#### 咨询

电和煤气请联系您所签约的零售电事业者、煤气零售事业者。

NTT西日本 电话：116 (通话费免费)

※用手机的话，请拨打

电话：0800-2000116 (通话费免费)

姫路市水道料金中心(自来水收费中心)  
电话：079-221-2711

### ●出国(离开日本)时

请向市政厅提交迁出申请书。必须将在留卡返还给你出境机场(海港)的入境审查官(获得再入国许可或者以认定再入国制度出国时不需要)。加入国民年金者，请在日本年金机构(年金事务所)办理“出国后脱离年金补助费”的申请手续。

有关在留的手续

P.19

## 移転・転出・出国の際に必要な手続きは



### ●姫路市内で住所が変わったとき

転居から14日以内に、本人又は同居の家族が届けてください。16歳未満の場合は同居の家族が代理申請してください。

必要な書類：在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)、国民健康保険証等(加入している方のみ)など

### ●姫路市外へ転出するとき

転出日から14日以内に本人又は同居の家族が届けてください。16歳未満の場合は同居の家族が代理申請してください。

登録事項に変更が生じたときは

P.22

### ●日本から一時出国するときは

#### ◇再入国許可を取得したいときは

有効な旅券及び在留カード又は特別永住者証明書を所持する外国人の方が、出国の際に、出国後1年以内(特別永住者については2年以内)に再入国する意図を表明する場合は、原則として再入国許可の必要はありません(「みなし再入国制度」)。

みなし再入国制度で出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内(特別永住者については2年以内)に再入国しなければ、在留資格が失われますので、ご注意ください。

大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所

☎079-235-4688

一時出国期間が長期にわたる場合は電気、ガス、電話、水道などの一時停止手続きをしておきましょう。

#### 問い合わせ先

電気・ガスについてはご契約先の小売電気事業者・ガス小売事業者へ連絡をお願いします。

NTT西日本 ☎116 (通話料無料)

※携帯電話からは

☎0800-2000116 (通話料無料)

姫路市水道料金センター ☎079-221-2711

### ●出国の際には

市役所に転出届をしてください。出国する空(海)港の入国審査官に在留カードを返納しなければなりません(再入国許可を受けているまたは、みなし再入国制度で出国する場合は不要)。国民年金に加入されていた方は日本年金機構(年金事務所)にて出国後脱退一時金の請求手続きをしてください。

在留のための手続き

P.20